

議案第 37 号

協議項目 18 「使用料、手数料等の取扱い
に関する事

協議項目 18 「使用料、手数料等の取扱いに関する事」について、
次のとおり定める。

平成 20 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

使用料、手数料等の取扱い

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、
段階的に基準を見直すものとする。
- 2 手数料については、前橋市の制度に統一するものとする。
- 3 公共物の使用料及び占用料については、前橋市の制度に統一するもの
とする。ただし、公共物の使用料及び道路占用料は、経過措置により段
階的に調整するものとする。
- 4 協議項目 23 「各種事務事業の取扱いに関する事」で提案する使
用料、手数料等の取扱いについては、別途定めるものとする。